事	項		基	準	
表示	事	項	食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)	の規定に従うほか、生産情報の	
			公表の方法を表示してあること。ただし、	生産情報が、小売販売業者以外	
			の販売業者にあっては、容器若しくは包装	その見やすい個所、送り状又は納	
			品書等に、小売販売業者にあっては、容器	<b>詳若しくは包装の見やすい個所又</b>	
			は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所	fに事実に即して表示されている	
			場合には、省略することができる。		
表示の	り方	法	食品表示基準の規定に従うほか、名称及び	生産情報の公表の方法の表示は	
			、次に規定する方法により行われているこ	と。	
			(1) • (2) (略)		
表示禁	止 事	項	食品表示基準の規定に従うほか、牛の個体	x識別のための情報の管理及び伝	
			達に関する特別措置法第3条及び前条の規	見定により記録された生産情報並	
Í			びに生産情報の公表の方法の内容と矛盾す	る用語を表示していないこと。	

新(平成28年2月24日農林水産省告示第489号)

## 第5条 (略)

第6条 生産情報公表輸入牛肉の表示の基準は、次のとおりとする。

事	į.	IJ	Į	基	準
表	示	事	項	食品表示基準の規定に従うほか、	_次に掲げる事項を表示してあること。た
				だし、(3)に掲げる事項にあって	は、生産情報が、小売販売業者以外の販売
				業者にあっては、容器若しくは包	2装の見やすい個所、送り状又は納品書等
				に、小売販売業者にあっては、容	お器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉
				に近接した掲示その他見やすい場	<b>湯所に事実に即して表示されている場合に</b>
				は、省略することができる。	
				$(1) \sim (3)$ (略)	
表	示 0	つ 方	法	食品表示基準の規定に従うほか、	名称、個体識別情報又は荷口番号及び生
				産情報の公表の方法の表示は、グ	に規定する方法により行われていること
				•	
				$(1) \sim (3)$ (略)	
表:	示 禁	止 事	項	食品表示基準の規定に従うほか、	表示事項の項に規定する事項及び前条の
				規定により公表された生産情報の	)内容と矛盾する用語を表示していないこ
				と。	

第4条 生産情報公表特定牛肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

E	事	ij	<u>/</u>	基	準
表	示	事	項	売業者以外の販売業者にあっては、 り状又は納品書等に、小売販売業者	ること。ただし、生産情報が、小売販容器若しくは包装の見やすい個所、送にあっては、容器若しくは包装の見やの他見やすい場所に事実に即して表示ができる。
表	示 の	) 方	法		10号) 第18条第1項及び第24条第1項 報の公表の方法の表示は、次に規定す
表	示 禁	止事	項		び伝達に関する特別措置法第3条及び 報並びに生産情報の公表の方法の内容 と。

旧

## 第5条 (略)

第6条 生産情報公表輸入牛肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基	準
表示事巧	頁 次に掲げる事項を表示してあ	ること。ただし、(3)に掲げる事項にあっては
	、生産情報が、小売販売業者	が以外の販売業者にあっては、容器若しくは包
	装の見やすい個所、送り状又	(は納品書等に、小売販売業者にあっては、容
	器若しくは包装の見やすい個	所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場
	所に事実に即して表示されて	いる場合には、省略することができる。
	$(1)$ $\sim$ $(3)$ (略)	
表示の方法	去 食品表示基準第18条第1項及	び第24条第1項第1号に規定する名称、個体
	識別情報又は荷口番号並びに	生産情報の公表の方法の表示は、次に規定す
	る方法により行われているこ	と。
	(1)~(3) (略)	
表示禁止事項	頁 表示事項の項に規定する事項	夏及び前条の規定により公表された生産情報の
	内容と矛盾する用語を表示し	ていないこと。
t .	1	